

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県経営革新計画等評価委員会の項を次のように改める。

奈良県経営革新計画評価等委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項に規定する経営革新計画の承認等に関する重要事項についての審査に関する事務</li><li>二 クラウドファンディング活用事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務</li><li>三 奈良県小規模企業振興基本条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十五号）第五条に規定する基本方針に基づき講ずる小規模企業の振興に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務</li><li>四 海外展開リーダーディングカンパニー表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務</li></ol>
-----------------	--

別表教育委員会の部奈良県教員メンタルヘルス委員会の項の次に次のように加える。

奈良県社会教育センター ―指定管理者選定審査会	奈良県社会教育センターの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
----------------------------	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。